

県立学校長 殿

岡山県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒等の出欠の取扱い等について

新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒等の出欠の取扱い等については、「新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒等の出欠の取扱い等について」(令和 2 年 5 月 29 日付け、教保健第 77 号)により通知しているところですが、文部科学省から「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(令和 2 年 6 月 16 日付けで改訂)が示され、児童生徒等の出欠の取扱いが変更されたことに伴い、今後は、上記の通知を改め、次のとおり取り扱うこととしたので、適切に対応願います。(下線部分は、主な変更点です。)

記

- 1 新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第 19 条による出席停止」とする目安
 - (1) 児童生徒等の感染が判明した場合
 - (2) 児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合
 - (3) 児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられる場合

出席停止とする期間は、上記(1)については、保健体育課と協議し定めた期間、(2)については、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して 2 週間、(3)については、症状がみられなくなるまでとすること。
- 2 新型コロナウイルス感染症に関し、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする目安
 - (1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患等がある児童生徒等で、主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された場合
 - (2) 新型コロナウイルス感染症に関し、各児童生徒等を取り巻く状況等により、保護者の申し出を受け、やむを得ず、特定の児童生徒等の登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合

3 その他

(1) 児童生徒等が次のケースに該当する場合は、保健体育課に電話で一報を入れ、指示を受けること。

- ・PCR等の検査を受けた場合、又は受ける予定となった場合
- ・新型コロナウイルス感染症に感染していると診断された場合
- ・保健所から濃厚接触者と特定された場合等

(2) 出席停止報告書（学校保健安全法施行令第7条、同法施行規則第20条）出席停止の状況を把握するため、翌月5日までに報告すること。

※新型コロナウイルス感染症については、上記1の場合を報告対象とする。

【本件問い合わせ先】

上記1、2（1）、3について	県教育庁保健体育課	電話(086)226-7591
上記2（2）について		
・[中学校]	県教育庁義務教育課	電話(086)226-7584
・[高等学校]	県教育庁高校教育課	電話(086)226-7585
・[特別支援学校]	県教育庁特別支援教育課	電話(086)226-7912

教保健第 126 号
令和 2 年 6 月 29 日

市町村（組合）教育委員会教育長
課（室）長
教 育 事 務 所 長
総合教育センター所長
殿

岡山県教育委員会教育長
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒等の出欠の取扱い等について

このことについて、別添写しのとおり、県立学校長あて通知しましたので、情報提供します。

【本件担当】

岡山県教育庁保健体育課 健康・安全教育班
電話(086)226-7591



教保健第 126 号
令和 2 年 6 月 29 日

県立学校長 殿

岡山県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒等の出欠の取扱い等について

新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒等の出欠の取扱い等については、「新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒等の出欠の取扱い等について」(令和 2 年 5 月 29 日付け、教保健第 77 号)により通知しているところですが、文部科学省から「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(令和 2 年 6 月 16 日付けで改訂)が示され、児童生徒等の出欠の取扱いが変更されたことに伴い、今後は、上記の通知を改め、次のとおり取り扱うこととしたので、適切に対応願います。(下線部分は、主な変更点です。)

記

- 1 新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第 19 条による出席停止」とする目安
 - (1) 児童生徒等の感染が判明した場合
 - (2) 児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合
 - (3) 児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられる場合

出席停止とする期間は、上記(1)については、保健体育課と協議し定めた期間、(2)については、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して 2 週間、(3)については、症状がみられなくなるまでとすること。
- 2 新型コロナウイルス感染症に関し、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする目安
 - (1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患等がある児童生徒等で、主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された場合
 - (2) 新型コロナウイルス感染症に関し、各児童生徒等を取り巻く状況等により、保護者の申し出を受け、やむを得ず、特定の児童生徒等の登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合

3 その他

(1) 児童生徒等が次のケースに該当する場合は、保健体育課に電話で一報を入れ、指示を受けること。

- ・PCR等の検査を受けた場合、又は受ける予定となった場合
- ・新型コロナウイルス感染症に感染していると診断された場合
- ・保健所から濃厚接触者と特定された場合等

(2) 出席停止報告書（学校保健安全法施行令第7条、同法施行規則第20条）

出席停止の状況を把握するため、翌月5日までに報告すること。

※新型コロナウイルス感染症については、上記1の場合を報告対象とする。

【本件問い合わせ先】

上記1、2（1）、3について	県教育庁保健体育課	電話(086)226-7591
上記2（2）について		
・[中学校]	県教育庁義務教育課	電話(086)226-7584
・[高等学校]	県教育庁高校教育課	電話(086)226-7585
・[特別支援学校]	県教育庁特別支援教育課	電話(086)226-7912